

公 示 送 達 書

令和8年7月15日

下記の書類は、当市総務部課税課に保管してあるので、来庁の上受領してください。
(地方税法第20条の2第1項及び朝霞市税条例第18条の規定による公示)

埼玉県朝霞市長 松下 昌代

1 送達を受けるべき者の氏名

氏 名
株式会社 セイブテクノ
株式会社 ユタカ
柴川 智哉
鳥山 晃立
馬場 慧翔
金田 和真
菅谷 光紘
KAROU I BOUHLEL B I L E L
金子 礼人
高萩 康太
秋山 浩司
福田 豊
森山 賢吾
今野 大暉
川田 稜太
加藤 三紀
森越 賢司
上野 邦彦
堰合 太紅真
田中 元樹
DE OLIVEIRA BITA CRISTINA
中山 温史
根岸 登
騰達 株式会社
原 忠之
松澤 亮
株式会社 誠環境建設
長岡 大貴
磯谷 幸輝
元吉 翔

2 送達する書類名 地方税法第1条第1項第6号に規定する書類
(地方税法第5条第2項第3号の税目に係るものに限る。)

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。